

瀬戸市訓令第 1 号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和 3 7 年瀬戸市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>主幹 規則第45条第2項に規定する主幹、<u>瀬戸市消防本部組織規則第8条第1項に規定する主幹及び瀬戸市教育委員会事務局組織規則第7条第2項に規定する主幹をいう。</u></p> <p>課長補佐 規則第45条第1項に規定する課長補佐及び室長補佐、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則第4条第1項に規定する課長補佐、瀬戸市教育委員会事務局組織規則第7条第1項に規定する課長補佐並びに瀬戸市議会事務局条例第4条第2項に規定する課長補佐をいう。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>別表第1(第4条 第6条関係)</p> <p>1 庶務関係</p> <table border="1" data-bbox="206 1141 1108 1359"> <thead> <tr> <th>決裁区分</th> <th>市長</th> <th>副市長</th> <th>部長共通</th> <th>課長共通</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決裁事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務引継</td> <td></td> <td>部長</td> <td>部次長等、企画補佐及</td> <td>主幹及び課長補佐等以</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	決裁事項						事務引継		部長	部次長等、企画補佐及	主幹及び課長補佐等以		<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>主幹 規則第45条第2項に規定する主幹及び瀬戸市教育委員会事務局組織規則第7条第2項に規定する主幹をいう。</p> <p>課長補佐 規則第45条第1項に規定する課長補佐及び室長補佐、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則第4条第1項に規定する課長補佐、<u>瀬戸市消防本部組織規則第8条第1項に規定するグループリーダー</u>、瀬戸市教育委員会事務局組織規則第7条第1項に規定する課長補佐並びに瀬戸市議会事務局条例第4条第2項に規定する課長補佐をいう。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>別表第1(第4条 第6条関係)</p> <p>1 庶務関係</p> <table border="1" data-bbox="1137 1141 2042 1359"> <thead> <tr> <th>決裁区分</th> <th>市長</th> <th>副市長</th> <th>部長共通</th> <th>課長共通</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決裁事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務引継</td> <td></td> <td>部長等</td> <td>企画補佐及び課長等</td> <td>課長補佐等以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	決裁事項						事務引継		部長等	企画補佐及び課長等	課長補佐等以下	
決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																																
決裁事項																																					
事務引継		部長	部次長等、企画補佐及	主幹及び課長補佐等以																																	
決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																																
決裁事項																																					
事務引継		部長等	企画補佐及び課長等	課長補佐等以下																																	

			び課長等	下	
< 省略 >	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
文書	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	廃棄			<省略>	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	その他			<省略>	
申請に対する処分に関する審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分に関する処分基準の設定	全件				
要綱その他行政の運用基準の制定及び改廃	重要なもの		軽易なもの		補助金等に関する交付要綱は経営課長合議
情報公開				公文書の開示の決定	行政課長合議
	不服申立てに対する決定等		情報公開審査会への諮問		
個人情報保護			個人情報の訂正、利用停止、目的外利用及び外部提供の決定	個人情報の開示の決定	行政課長合議

< 省略 >	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
文書	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	廃棄			<省略>	行政課長合議
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	その他			<省略>	経営課長合議
情報公開				公文書の開示の決定 (全部を開示する場合に限る。)	行政課長合議
個人情報保護				個人情報の開示、訂正、利用停止、目的外利用及び外部提供の決定	行政課長合議



決裁区分		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	
決裁事項		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
年次休暇等の付与	職務に専念する義務の免除		部長	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下	人事課長合議	
	年次有給休暇		部長	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下		
	病気休暇、特別休暇等		部長	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下	人事課長合議	
服務	時間外(休日)勤務命令		部長	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下		
	週休日の振替及び代休日の指定		部長	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下		
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
	出張命令	国内		部長	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下	
		国外	全職員				<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		
備考							

決裁区分		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	
決裁事項		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
年次休暇等の付与	職務に専念する義務の免除		部長等	企画補佐及び課長等	課長補佐等以下	人事課長合議	
	年次有給休暇		部長等	企画補佐及び課長等	課長補佐等以下		
	病気休暇・特別休暇等		部長等	企画補佐及び課長等	課長補佐等以下	人事課長合議	
服務	時間外(休日)勤務命令		部長等	企画補佐及び課長等	課長補佐等以下		
	週休日の振替・代休日の指定		部長等	企画補佐及び課長等	課長補佐等以下		
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
	出張命令	県内		部長等	企画補佐及び課長等	課長補佐等以下	
		県外	部長等	企画補佐及び課長等	課長補佐等以下		<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		
備考							

部長等及び課長等の長期にわたるものについては、市長の承認を受けること。

- 1 この表における用語については、次に定めるところによる。  
「部次長等」とは、部次長及び規則第45条第2項に規定する参事をいう。  
「課長等」とは、課長並びに規則第46条第1項に規定する所長、館長、支所長及びのぞみ学園の園長をいう。  
<省略>
- 2 <省略>

3 財務関係

決裁区分 決裁事項		決裁区分				備考	
		市長	副市長	部長共通	課長共通		
契約	施行計画	工事	~3,000	3,000~	1,000~	300~	変更の場合は、変更後の金額の決裁区分による。
		業務委託	~1,000	1,000~	500~	130~	
		物品購入	~500	500~	300~	80~	
		公有財産購入	~500	500~	300~	30~	
		その他	~500	500~	300~	50~	
指名競争入札参加者の指名	工事	~3,000	3,000~	1,000~	300~	500を超えるものは、指名審査委員会の審査を要する。	
		その他	~1,000	1,000~	500~		200~
入札	工事	~5,000	5,000~	2,000~	500~	1,000	

- 1 この表における用語については、次に定めるところによる。  
「部長等」とは、部長、部次長及び参事をいう。  
「課長等」とは、課長及び主幹並びに規則第46条第1項に規定する所長、館長、支所長及びのぞみ学園の園長をいう。  
<省略>
- 2 <省略>

3 財務関係

決裁区分 決裁事項		決裁区分				備考
		市長	副市長	部長共通	課長共通	

	の予 定価 格及 び最 低制 限価 格の 決定	その 他	~ 3,000	3,000 ~	1,000 ~	300 ~	0を超え るもの は、行政 経営部長 合議
	入札の執 行					全件	
	契約の締 結						支出負担 行為の決 裁区分に よる。
	入札予定 調書、入札 結果調書 及び契約 結果調書					全件	
	工期納期 の延長				~ 300	300 ~	
支出負担行為	1 から 4 ま で <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	5 災害補 償費					<省略>	
	6 及び 7 < 省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	8 報償費				~ 50	50 ~	
	9 及び 10 <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	11 需用				~ 500	500 ~	

支出負担行為	1 から 4 ま で <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	5 災害補 償費					<省略>	経営課長 合議
	6 及び 7 < 省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	8 報償費					~ 10	10 ~
	9 及び 10 <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	11 需用						全額

費（消耗品費及び印刷製本費）					
”（修繕料）		~ 1,000	1,000~	300~	
”（上記のもの以外のもの）				全額	
12 <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
13 委託料	~ 5,000	5,000~	2,000~	300~	
14 <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
15 工事請負費	~ 15,000 0	15,000 ~	5,000~	300~	
16 原材料費			~ 300	300~	
17 公有財産購入費	~ 2,000	2,000~	<省略>	<省略>	
18 備品購入費	~ 2,000	2,000~	500~	100~	
19 負担金補助及び交付金（負担金及び共済			<省略>	<省略>	

費					
”（修繕料）	~ 1,000	1,000~	500~	130~	
”（接待用食糧費）			全額		事前に別途伺いにより決裁を要する。
12 <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
13 委託料	~ 1,000	1,000~	500~	130~	
14 <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
15 工事請負費	~ 1,000	1,000~	500~	130~	
16 原材料費		~ 500	500~	130~	
17 公有財産購入費	~ 1,000	1,000~	<省略>	<省略>	不動産以外は、備品購入費の区分を準用する。
18 備品購入費	~ 500	500~	200~	50~	
19 負担金、補助金及び交付金（負担金・共済			<省略>	<省略>	



	金)					
	" ( 保険 給付費及 び医療諸 費)				全額	
	" ( 補助 金及び交 付金)	<省略>	<省略>	<省略>	50~	
	2 0 及び 2 1 <省 略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	2 2 補償、 補填及び 賠償金 ( 補償金 及び補填 金)	~ 2,000	2,000 ~	<省略>	<省略>	
	" ( 賠償 金)	<省略>				
	2 3 償還 金、利子 及び割引 料				全額	
	2 4 から 2 8 ま で <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
工事(委託)	監督員及び 検査員の任 命				全件	
	完了検査の				全件	

	金)					
	" ( 補助 金・交付 金)	<省略>	<省略>	<省略>		
	2 0 及び 2 1 <省 略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	2 2 補償、 補填及び 賠償金 ( 補償金 ・補填 金)	~ 1,000	1,000 ~	<省略>	<省略>	
	" ( 賠償 金)	<省略>				
	2 3 償還 金、利子 及び割引 料				全額	
	" ( 公債費)				全額	
	2 4 から 2 8 ま で <省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

を含む)	確認										
	工事資材の 検査				全件						
	現場代理人 及び主任技 術者の承認				全件						
	工事施行計画	~1,000	1,000~	500~	130~					変更の場合 は、変更後 の金額の決 裁区分によ る。	
契約事項	工期納期の 延長	~30日	30日~	20日~	10日~						
	指名競争入 札参加者の 指名	~1,000	1,000~	500~	130~					500を超 えるもの は、指名審 査委員会の 審査を要す る。	
	入札の予定 価格、制限 価格の決定	~3,000	3,000~	1,000~	100~					100を超 えるもの は、行政経 営部長合議	
	その他									入札の執 行 工事の監 督、完了検 査及び、確 認 工事資材 の検査 工事現場 代理人の 承認	



					予定価格 を示す。	
	売却及び廃棄	~ 300	300 ~	100 ~	30 ~	金額は、 予定価格 を示す。
	一括購入物品の払出請求				<省略>	
寄附の 收受	金銭	全額				行政経営 部長合議
	金銭以外	全件				行政経営 部長及び 契約財産 課長合議
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考 1 部長共通以上の決裁区分に係るもの（入札の予定価格、最低制限価格の決定に係るものを除く。）は、経営課長に合議すること。 2及び3 <省略>						

	一括購入物品の払出し請求				<省略>	
	貸付け（公有財産以外のもの）			~ 30	30 ~	金額は、予定貸借料の年額又は総額をあらわし無償のもの又は軽減されるものについては、評価額を示す。
	売却・廃棄（公有財産以外のもの）			~ 30	30 ~	金額は、 予定価格 を示す。
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考 1 部長共通以上の決裁区分に係るもの（入札の予定価格、制限価格の決定に係るものを除く。）は、経営課長に合議すること。 2及び3 <省略>						

別表第2（第5条、第6条関係）

## 1 行政経営部

主幹課の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
行政課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	機械室			機械室の利用の調整	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	工事検査			工事、設計等の検査の実施及び結果	
経営課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	地方交付税			交付税の算定に用いる資料その他必要な資料の提出	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
人事課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	勤務評定	部長	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	研修		職員の研修計画	職員研修の実施	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
契	財産管理		権利処分の承認	市有地の境界明	

別表第2（第5条、第6条関係）

## 1 行政経営部

主幹課の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
行政課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	印刷			印刷及び複写機等の使用の調整	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	工事検査			検査員の任命 工事、設計等の検査の実施及び結果	
経営課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	地方交付税			交付税の算定に用いる資料その他必要な資料の提出	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
人事課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	勤務評定	部長等	企画補佐及び課長等	課長補佐以下の職員	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	研修	職員の研修計画	職員研修の実施		
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
契	財産管理			分合筆、変更、	

約 財 産 課			<u>契約解除による 損害額の認定</u>	<u>示 契約締結期日の 指定 連帯保証人の承 認 土地使用許可証 の交付 分納の承認 実地調査 買戻特約の解除 売買代金の損害 賠償への充当</u>	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	情報課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	<u>デジタルリ サーチパー クセンター</u>			<u>施設等の使用料の 還付及び減免</u>	

約 財 産 課				<u>消滅等の登記 市有地の境界明 示</u>	
	<u>水野団地</u>		<u>権利処分の承認 契約解除による 損害額の認定</u>	<u>契約締結期日の 指定 連帯保証人の承 認 土地使用許可証 の交付 分納の承認 実地調査 買戻特約の解除 売買代金の損害 賠償への充当</u>	
	<u>普通財産の 貸付</u>			<u>貸付期間満了後 の原状回復 貸付期間中の義 務履行調査の 実施</u>	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
情報課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	<u>デジタルリ サーチパー クセンター</u>			<u>使用料の還付、 減免等 開館時間の変更 休館日の変更及 び臨時の休館</u>	

2 交流活力部

主幹課の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
まるっとミュージアム課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸蔵			施設等の使用許可 使用料の徴収、 還付及び減免 開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 入館の制限 施設等の維持管理	
交流学び課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	パーティせと市民交流センター			施設等の使用許可	

2 交流活力部

主幹課の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
まるっとミュージアム課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸蔵			施設等の使用許可及び使用料等 開館時間及び休館日 入館の制限 施設等の維持管理	
交流学び課	勤労青少年ホーム			施設等の使用許可及び使用料等 開館時間及び休館日 入館の制限 施設等の維持管理	
	地縁団体			地縁団体の印鑑登録に関する事項	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	パーティせと市民交流センター			施設等の使用許可及び使用料等	

				<u>使用料の徴収、 還付及び減免</u> <u>開館時間及び休 館日の変更並 びに臨時の休 館</u> <u>入館の制限</u> <u>施設等の維持管 理</u>				<u>開館時間及び休 館日</u>  <u>入館の制限</u> <u>施設の維持管理</u>	
	スポーツ施設			<u>施設等の使用許 可</u> <u>使用料の徴収、 還付及び減免</u> <u>開場時間及び休 業日の変更並 びに臨時の休 業</u> <u>使用許可の取消 し及び使用の 中止</u> <u>施設等の維持管 理</u>		スポーツ施設		<u>施設等の使用許 可及び使用料 等</u>  <u>開館時間及び休 館日</u> <u>入館の制限</u>   <u>施設の維持管理</u>	
文化課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	文化課	<省略>	<省略>	<省略>
	尾張東部（瀬戸）地域文化広場	文化ホール及び文化交流館		<u>施設等の使用許 可</u> <u>使用料の徴収、 還付及び減免</u>  <u>開館時間及び休 館日の変更並 びに臨時の休 館</u> <u>入場の制限</u> <u>施設等の維持管 理</u>		文化センター		<u>使用料の還付、 減免等</u> <u>開館時間の変更</u> <u>休館日の変更及 び臨時の休館</u>	
	瀬戸市美術館			入館料の減免					



地域活動支援室	新世紀工芸館			使用料の還付、減免等	
	歴史民俗資料館		<省略>	入館料の還付、減免等 開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 入館の制限 施設等の維持管理	
	地域力向上活動の推進		地域力向上事業の実施計画	地域力向上事業の実施	
	西部コミュニティセンター			施設等の利用許可 開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 施設等の維持管理	
	勤労青少年ホーム			施設等の利用許可 開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 利用の制限 施設等の維持管理	

新世紀工芸館				使用料の還付、減免等 開館時間の変更 休館日の変更及び臨時の休館	
マルチメディア伝承工芸館				開館時間の変更 休館日の変更及び臨時の休館	
歴史民俗資料館		<省略>		使用料の還付、減免等 開館時間の変更 休館日の変更及び臨時の休館	

地縁団体			地縁団体の印鑑登録に関する事項	
------	--	--	-----------------	--

### 3 市民生活部

主幹課の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
生活課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	衛生		<省略>	衛生思想の普及啓発 犬の登録 狂犬病予防集合注射の実施	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
防災安全課	防災		地域防災対策の実施計画	地域防災対策の実施 防災思想の普及啓発	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	防犯		地域安全対策の実施計画	地域安全対策の実施 地域安全思想の普及啓発	
交通安全		交通安全対策の実施計画 交通指導員の委	交通安全対策の実施 交通安全思想の		

--	--	--	--	--

### 3 市民生活部

主幹課の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
生活課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	衛生		<省略>	衛生思想の普及啓発	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
防災安全課	防災		防災会議幹事会の実施 地域防災対策の実施計画	愛知県地域防災計画の修正 防災思想の普及啓発 防災対策に関する調査及び資料の収集	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	防犯		地域安全の推進に係る実施計画	地域安全思想の普及啓発 地域安全対策に関する調査及び資料の収集	
交通安全		交通安全対策の実施計画 交通指導員の委	交通安全思想の		

			嘱及び解職	普及啓発	
				交通安全の指導	
環境課	環境	基本方針に及ぼす影響の少ない環境基本計画の修正 資本金が1億円未満の企業との間における環境の保全及び創造に関する協定の締結	環境基本計画の実施計画 資本金の額が5千万円未満の企業との間における環境の保全及び創造に関する協定の締結	環境基本計画の実施 資本金の額が1千万円未満の企業との間における環境の保全及び創造に関する協定の締結	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

4 健康福祉部

主幹課の区分	決裁区分				
	専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
高齢者福祉課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	老人憩いの家			施設等の利用許可 使用料の徴収、還付及び免除	

			嘱及び解職	普及啓発 交通安全対策に関する調査及び資料の収集 交通事故相談の実施 交通安全の指導	
環境課	環境	基本方針に及ぼす影響の少ない環境基本計画の修正	環境基本計画の実施計画	環境基本計画の実施	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

4 健康福祉部

主幹課の区分	決裁区分				
	専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
高齢者福祉課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	老人憩いの家			施設の利用許可及び使用料の還付、減免等 開館時間の変更	

				開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館施設等の維持管理					休館日の変更及び臨時の休館	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>				<省略>	<省略>
こども家庭課	児童の保育			保育所への入所の許可 保育所使用料の減免 <省略>					保育の実施 保育所園児の給食の献立 <省略> 保育所施設の維持管理	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>				<省略>	<省略>
健康課	健康増進		健康増進事業の実施計画	健康増進事業の実施				老人保健	老人保健事業の実施計画	老人保健事業の実施
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>			<省略>	<省略>	<省略>
	感染症予防		感染症予防事業の実施計画	感染症予防事業の実施				感染症予防		家用水の使用停止に係る水の供給
国保年金課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>			<省略>	<省略>	<省略>
	後期高齢者医療			被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 被保険者証及び資格証明書の引渡し 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 医療給付に関する申請及び				老人保健 (健康課の所管部分を除く。)		老人保健医療受給資格取得及び喪失の認定 移送の承認

届出の受付並びに証明書の引渡し  
保険料に関する申請の受付

5 都市整備部

主幹課の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
都市計画課	計画		<u>都市計画の決定及び変更の手續きに関する事項</u>  <u>都市計画法（昭和44年法律第100号）第53条による都市計画施設等の区域内の建築許可</u> <u>都市計画法及び都市再開発法（昭和44年法律第38号）による土地の試掘等の許可</u>	<u>路外駐車場設置（変更）届の受理</u> <u>路外駐車場管理規程の（変更）届の受理</u> <u>路外駐車場の休止（廃止、再開）届の受理</u> <u>路外駐車場の立入検査等</u> <u>路外駐車場に係る是正命令</u>	

5 都市整備部

主幹課の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
都市計画課	計画		<u>都市計画法（昭和44年法律第100号）及び都市再開発法（昭和44年法律第38号）による土地の試掘等の許可</u> <u>路外駐車場設置（変更）届の受理</u>  <u>路外駐車場管理規程の（変更）届の受理</u>  <u>路外駐車場の休止（廃止、再開）届の受理</u> <u>路外駐車場の立入検査等</u> <u>路外駐車場に係る是正命令</u>	<u>都市計画区域内建築物等行為の確認</u>	

	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	建築	違反建築物の是正措置	から まで<省略> 建築協定に関する事項	<省略>	
	宅地開発	監督処分	開発行為及び建築許可(0.3ヘクタール以上) 開発行為の工事完了に関する事項(0.3ヘクタール以上)	開発行為及び建築許可(0.3ヘクタール未満) 開発行為の工事完了に関する事項(0.3ヘクタール未満) から まで<省略>	
	宅地造成	監督処分	宅地造成行為許可(行為面積0.3ヘクタール以上) 宅地造成行為の工事完了に関する事項(0.3ヘクタール以上)	宅地造成行為許可(行為面積0.3ヘクタール未満) 宅地造成行為の工事完了に関する事項(0.3ヘクタール未満) <省略>	
都市整備課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	区画整理	<省略>	から まで<省略> 事業計画審査に関する関係機関協議及び意見聴取	<省略>	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	建築	違反建築物の是正措置 建築協定に関する事項	から まで<省略>	<省略>	
	宅地開発	開発行為及び建築許可(0.3ヘクタール以上に限る。) 監督処分	開発行為及び建築許可(0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満に限る。) 開発行為の工事完了に関する事項(0.1ヘクタール以上に限る。)	開発行為及び建築許可(0.1ヘクタール未満に限る。) 開発行為の工事完了に関する事項(0.1ヘクタール未満に限る。) から まで<省略>	
	宅地造成	宅地造成行為許可(行為面積0.3ヘクタール以上に限る。) 監督処分	宅地造成行為許可(行為面積0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満に限る。) 宅地造成行為の工事完了に関する事項(0.1ヘクタール以上に限る。)	宅地造成行為許可(行為面積0.1ヘクタール未満に限る。) 宅地造成行為の工事完了に関する事項(0.1ヘクタール未満に限る。) <省略>	
都市整備課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	区画整理	<省略>	から まで<省略>	<省略>	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>



<省略> <省略> <省略> <省略> <省略>

別表第3（第6条関係）

- 1 共通的事項 <省略>
- 2 個別的事項

公所	公所の長の専決事項
<u>ノベルティ・こども創造館</u>	<u>開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館利用の制限</u> <u>施設等の維持管理に関すること。</u>
クリーンセンター	<u>施設の使用許可に関すること。</u> <u>し尿等の投入受入れ時間に関すること。</u> <u>休業日の変更及び臨時の休業</u> <u>施設の使用の制限に関すること。</u> <u>施設の維持管理に関すること。</u>
<省略>	<省略>
<u>のぞみ学園</u>	<u>使用料の徴収、還付及び減免</u> <u>休園日の変更及び臨時の休園</u> <u>施設等の維持管理に関すること。</u>
浄化センター管理事務所	施設等の維持管理に関すること。
<u>瀬戸市デジタルリサーチパークセンター</u>	<u>施設等の使用許可及び使用料の徴収</u> <u>開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館入館の制限</u> <u>施設等の維持管理に関すること。</u>

<省略> <省略> <省略> <省略> <省略>

別表第3（第6条関係）

- 1 共通的事項 <省略>
- 2 個別的事項

公所	公所の長の専決事項
クリーンセンター	<u>施設等の使用許可に関すること。</u>  <u>施設等への立入りの制限に関すること。</u> <u>施設等の維持管理に関すること。</u>
<省略>	<省略>
浄化センター管理事務所	<u>施設等の使用許可に関すること。</u> <u>施設等への立入りの制限に関すること。</u> <u>施設等の維持管理に関すること。</u>
<u>規則第44条の2に定める公所（家庭児童相談室を除く。）</u>	<u>施設等の使用許可に関すること。</u> <u>施設等への立入りの制限に関すること。</u> <u>施設等の維持管理に関すること。</u>



瀬戸市美術館	入館料の徴収 開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 入館の制限 施設等の維持管理に関すること。
新世紀工芸館	施設等の使用許可及び使用料の徴収 開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 入館の制限 施設等の維持管理に関すること。
マルチメディア伝承工 芸館	開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 入館の制限 施設等の維持管理に関すること。
瀬戸蔵ミュージアム	入館料の徴収 開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 入館の制限 施設等の維持管理に関すること。
斎苑	施設等の使用許可及び使用料等の徴収 開場時間及び休場日の変更 施設等の維持管理に関すること。
資源リサイクルセン ター	開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館日 利用の制限
保育所	休園日の変更
交通児童遊園	開園時間及び休園日の変更並びに臨時の休館 利用の制限 施設等の維持管理に関すること。 利用の承認
せとっ子ファミリー交 流館	施設等の利用の許可 開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館日 利用の制限 施設等の維持管理に関すること。
家庭児童相談室	開室時間及び休室日の変更並びに臨時の休室
発達支援室	開室時間及び休室日の変更並びに臨時の休室

家庭児童相談室	家庭児童相談室の運営に関すること

備考 公所に公所長を置かない場合にあつては、当該公所を所掌する課の長が専決する。

備考 規則第44条の2に定める公所に公所長を置かない場合にあつては、当該公所を所掌する課の長が専決する。

## 附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。